

事業者登録・表彰制度の 検討について

◎条例の実効性の確保

本市では、広島市障害者差別解消推進条例の実効性確保のため、行政指導等の規制的手法だけでなく、市民・事業者等の関係者の主体的な協力を得るための誘導的手法の実施が必要と考えており、その一つとして、事業者に対して、障害や障害者に関する理解の促進を図るとともに、事業者が自主的・積極的に合理的配慮の提供に取り組む機運を醸成するような登録・表彰制度の実施を検討している。

◎根拠規定

【条例第19条】

市長は、障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、顕著な功績があると認められるものを表彰することができる。

【条例施行規則第18条】

条例第19条の規定による表彰に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

◎制度の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に積極的に取り組んでいる事業者を広く募集・決定・登録するとともに、登録証の発行、シンボルマークを使用したステッカー等の配付、市ホームページ等での公開等の取組を実施する。

さらに、登録された事業者のうち、特に障害を理由とする差別の解消の推進に係る取組に顕著な功績があると認められる者を表彰する。

◎制度の対象事業者

本市の区域内で事業を行う事業者（個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人等を含む）のうち、次に掲げる者を除く事業者とする。

1. 国、地方公共団体等の行政機関等
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、老人福祉法等に規定する障害者に対する支援、相談等の事業を行う者
3. 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と関係を有している者
4. 宗教活動又は政治活動等を行っている者
5. 重大な法令違反のあった者
6. その他市長が必要と認める者

◎登録の要件

登録の要件は、次の全てに該当する事業者とする。

1. 障害者に対し、不当な差別的取扱いをしていないこと。
2. 障害者に対し、その障害の状況等に応じた社会的障壁を取り除くために必要な、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでいること。
3. その他地域共生社会の実現に資する取組を行っていること。

◎その他

- 登録事業者の募集時期は毎年9月1日～10月31日とし、12月3日～9日の障害者週間中の発表を想定
- 登録の有効期限は2年間を想定
- シンボルマークはステッカー、マグネットシール等に加工して配付する他、登録事業者が自身のホームページやパンフレット等の広報物に使用できるようにすることを検討中
- 表彰は同じく障害者週間中の実施を想定

◎運用上の課題（先行事例等を踏まえ）

- 本制度の名称（分かりやすく親しみやすい名称）
- 事業者への周知（どうやって事業者にこの制度を周知し、応募いただくか）
 - ⇒各団体の集まり等に説明に行くなど
- 申請事業者の取組内容の確認
 - ⇒必要に応じた現地調査の実施
- 登録事業者及び表彰の選考基準
 - ⇒応募の間口を広げられるような選考基準の設定